

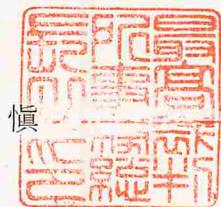
最高裁秘書第1195号

令和3年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

- (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

永野厚郎名古屋高裁長官に関する認証官任命式の日付が分かる文書

- (2) 苦情の申出がされた日

令和2年11月17日付け（同月18日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第59号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）